平成元年長審第８１号
漁船第十八新盛丸機関損傷事件

渡年月日　平成２年６月１３日
審　判　庁　長崎地方海難審判庁（安部雅生、小竹勇、伊藤實）
理　事　官　岸良彬

損　　　害
クランク軸受及び主軸受等に焼き付き

原　　　因
出港前の主機点検不十分

主　　　文
　本件機関損傷は、出港前の主機点検が不十分で、潤滑油の量が不足したまま主機の運転を続けたことに因って発生したものである。
　受審人Ａを戒告する。

理　　　由
（事実）
船 種 船 名　漁船第十八新盛丸
総 ト ン 数　１９トン
機関の種類　過給機付４サイクル８シリンダ・ディーゼル機関
出　　　力　３５３キロワット

受　審　人　Ａ
職　　　名　船長
海 技 免 状　一級小型船舶操縦士免状

事件発生の年月日時刻及び場所
平成元年４月１７日午後１０時ごろ
長崎県伊王島西方沖合

　第十八新盛丸は、昭和５６年１１月に進水した、中型旋網漁業に従事するＦＲＰ製運搬船で、Ｂ社製ＣＴ３４０８ＴＡ型と称する強制潤滑・密閉加圧冷却方式の主機を備え、操舵室に同機の遠隔操縦ハンドルと警報監視盤を設置し、月夜間と称する満月前後の１週間のうち４日間を除き、僚船とともに夕刻出港して翌朝帰港とするという、いわゆる日帰り操業に従事し、常時ほぼ全速力で漁場との往復を行っていた。

主機の潤滑油系統は、オイルパン、主機直結の潤滑油ポンプ（以下「ポンプ」という。）、同油冷却器、同油こし器等からなり、オイルパン内の油量の適正値を６７ないし７９リットルと定め、その確認が主機の右舷側中央下部の検油孔に挿入された検油棒によってのみなされるもので、同棒には油量の上限と下限を示す２つの目盛りが刻まれ、主機の取扱説明書中、オイルパン内の油面が下限目盛りの位置より低下すると油量不足となり、ポンプがエアを吸ってベーパロックを起こすおそれがあるから、油面が主機始動前には上限目盛りの位置に、主機運転中は上限目盛りと下限目盛りとの間にそれぞれあるよう、適時油量を確認し、要すれば潤滑油の補給を行う旨が明記されていた。

ところで、受審人Ａは、本船に同５７年６月甲板員として乗り組み、同５８年１月船長となってから機関の取り扱い管理にも当たり、その実務を機関担当の乗組員に任せていたところ、同６３年１０月同乗組員が下船したことから自らが行うようになったものの、主機潤滑油の補給については、月夜間ごとに来船する船団全体の機関担当の乗組員に行ってもらう以外たまに自ら行うだけで、オイルパン内の油面が少々低下してもポンプがエアを吸うことはないと軽く考え、同油の補給を平成元年３月２２日前後の月夜間時に済ませたあとほとんど行わないで主機の運転を続けるうち、オイルパン内の油面が検油棒の下限目盛りの位置まで低下するようになった。

翌４月１７日夕刻、A受審人は、甲板員１人とともに本船に乗り組み、漁場へ向かうこととなったが、オイルパン内の油量を確認することなく、油面が検油棒の下限目盛りの位置より低下した油量不足の状態で主機を始動し、警報監視盤上の警報ブザー停止スイッチを運転中の位置に入れ忘れたまま、同日午後５時長崎県野母港を発し、同港北西方沖合の漁場に至り、同９時３０分ごろ漁獲物を満載し、甲板員を操舵に当たらせて同県脇岬港に向かい、主機の毎分回転数を定格の２，１００として航走中、ポンプが多量のエアを吸ってベーパロックを起こし、送油不能となって主機各部への給油が断たれ、警報監視盤上の潤滑油圧力低下を示す赤ランプが点灯し、警報ブザーの吹鳴がないまま、同１０時ごろ伊王島灯台から真方位２７０度７．３海里ばかりの地点において、クランクピン軸受、主軸受等に焼き付きを生じて回転数が低下し、主機が異音を発した。

当時、天候は晴で風がほとんどなく、海上は平穏であった。

Ａ受審人は、直ちに主機の遠隔操縦ハンドルを操作して減速逆転機を中立としたところ、主機の自然停止と潤滑油圧力低下を示す赤ランプの点灯とを認め、機関室に赴いて主機のターニングを試み、これが不能であったことから関係先に救助を依頼し、本船は、来援した僚船によって脇岬港に引き付けられ、水揚げを済ませたのちクランク軸の新替えを含む主機全般にわたる修理がなされ、以後機関担当の乗組員を１人乗り組ませることとした。

（原因）

本件機関損傷は、出港前の主機潤滑油に対する点検が不十分で、オイルパン内の油量が不足したまま主機の運転が続けられ、同機直結の潤滑油ポンプがエアを吸ってベーパロックを起こし、主機各部への給油が断たれたことに因って発生したものである。

（受審人の所為）

受審人Ａが、小型漁船の船長として出港前の機関準備を行う場合、主機各部に潤滑油不足による支障を生じないよう、同油の量を確認しておくべきであったのに、これを怠り、オイルパン内の油量を確認

することなく、同油不足のまま出港したことは職務上の過失であり、その所為に対しては、海難審判法第４条第２項の規定により、同法第５条第１項第３号を適用して同人を戒告する。

　よって主文のとおり裁決する。